

第2編 議会・監査(大月都留広域事務組合監査委員公印規程)

○大月都留広域事務組合監査委員公印規程

(平成30年12月25日訓令第3号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、大月都留広域事務組合監査委員の公印について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令で「公印」とは、公文書に使用する大月都留広域事務組合監査委員印とする。

(公印の保管)

第3条 公印は、事務局長が責任をもって保管するものとする。

(公印)

第4条 公印は、次のとおりとする。

公印の名称	書体	寸法	使用区分	形質	保管者	個数
大月都留広域 事務組合 監査委員印	てん書	方22 mm	監査委員名をも つてする文書	木印	事務 局長	1

(準用)

第5条 この訓令に定めるもののほか、公印について必要な事項は、大月都留広域事務組合公印規則(昭和58年大月都留広域事務組合規則第1号)を準用する。

附 則

この訓令は、平成30年12月25日から施行する。